

目 次

第 2 号 (12月12日)

1	出席議員	17
2	欠席議員	17
3	説明のための出席者	17
4	職務のための出席者	17
5	議事日程	17
6	本日の会議に付した事件	17
7	議事	
	開議	18
	日程第1 一般質問	
	大浦 和博	18
	谷口 善治	24
	坪川 伸理	28
	加藤 伊平	33
	山本 徹郎	36
	高橋 宏介	42
	山本 優	49
	高谷 直樹	55
8	散会	58

第 2 号 12月12日(月)

出席議員(敬称略) 12名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	5番 坪川伸理	6番 大浦和博
7番 城野庄一	8番 熊谷良彦	9番 加藤伊平
10番 喜村喜代治	11番 平谷弘子	12番 山本優

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町長	岩倉光弘		
副町長	北野徹		
総務課長	関根将人	観光まちづくり課長	初一剛
町民税務課長	野村和子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長	市村誠	建設整備課長	新海昌弘

(教育委員会)

教育長	上田康彦	事務局長	中村勝典
-----	------	------	------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局次長	三原順子	書記	川口弥生
---------	------	----	------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

一般質問

開 議

[開会 午前10時00分]

○議長（喜村喜代治君）本日の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（喜村喜代治君）日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、一問一答による方式または一括質問一括答弁方式の選択制にしております。質問時間は、答弁を含めて1議員45分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力よろしくお願いいたします。

一般質問は、高谷直樹君、谷口善治君、高橋宏介君、山本徹郎君、坪川伸理君、大浦和博君、加藤伊平君、山本 優君の8名から通告がありましたので、お手元に配付の一般質問表のとおり、順次発言を許します。

初めに、

1. 災害復旧計画について

6番 大浦和博君。

[6番（大浦和博君）登壇]

○6番（大浦和博君） 皆さん、おはようございます。大浦です。トップバッターとして、災害復旧計画につきまして質問させていただきます。一問一答方式で行いますので、よろしくお願いいたします。

8月の記録的な大雨による被災から4か月が経過いたしました。被災された皆様方に、改めて心からお見舞いを申し上げます。

被災発生からこれまで、多くのボランティアの方々をはじめ、自治体から多くの物資や義援金、さらには人道支援をいただきました。大変ありがたく、家屋等の土砂撤去等に関しましては想定以上に早く終わったと思われ、被災者の方々もボランティアの皆様々に心から感謝していると思います。

また、罹災証明手続きにおきましても、当町はスムーズに行われたのではないかと感じており、職員の皆様々に感謝申し上げたいと思います。

さて、今回の大規模災害は激甚災害と認定されましたが、これはあくまで国の災害認定事業の補助率が高くなるものであり、国の補助事業とならない小規模災害は

県・町の単独災害事業、その事業にも対象とならない被災箇所につきましては地区主体の山海里事業で復旧するとのことであります。

そこで、復旧計画について幾つかお伺いします。

まず、事業計画後について伺います。国の補助事業となる被災箇所の認定もおおむね終了していると聞いておりますが、現時点における復旧計画を可能な限り詳細にお伺いいたします。また、報道等でもありましたが、県管理の河川護岸復旧で、一部の地域では輪中堤を計画、検討するとありました。協議は進行しているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君） 登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの大浦議員の災害復旧計画の事業計画についてお答えをいたします。

町が実施をいたしますインフラ及びライフラインに関する災害復旧事業は国の4つの省庁にわたります。まず国交省の所管分の災害査定状況であります。道路が30件、橋梁が2件、河川が6件、堆積土砂排除が5件、合計43件であります。未査定のものを含めた事業の申請額は16億8,900万円に上ります。農林省所管分は農業集落排水施設が3件、事業の申請額は6,900万円あります。営農飲雑用水施設1件、事業申請額は3億8,600万円あります。厚生労働省の所管分は査定の時期がまだ決定されておきませんが、査定件数が2件、被害額が2,700万円あります。環境省の所管分は、災害等廃棄物処理事業が1件、事業申請額は2億円あります。全体では約23億円の事業費が見込まれております。

道路、河川等の全部と農業集落排水施設及び営農飲雑用水施設の復旧工事の一部を今年度内に発注しますが、何分、短期間に多数の工事を発注することと降雪期を見込みますと、大半を次年度に繰越しをし、次年度中に完成するということが想定されます。農業集落排水施設と営農飲雑用水施設の一部工事については、福井県におきまして実施をします復旧工事の進捗を踏まえて次年度において工事を発注する計画であります。水道施設は厚生労働省の災害査定を受け次第、工事を発注します。

また、福井県が実施をしますインフラに関する災害復旧事業ですが、現時点での見込みとして河川が19件、砂防が35件、道路及び橋梁32件の86件であり、未査定のものを含めた事業申請額は約82億円ということになります。

次に、福井県において実施計画をしておりますこの一級河川、鹿蒜川における輪中堤ですが、気候変動による水災害の頻発化そして激甚化を踏まえまして、

国交省が今年度から河川の流域全体でこの水害を軽減する流域治水型の原形復旧の一つとして災害復旧事業として採択できることといたしました。

河川から水があふれないように堤防をかさ上げする今までの、従来の方法とは違いまして、集落を土の堤防で囲むこの輪中堤を整備することによりまして、この鹿蒜川流域で今年の８月のような大雨が発生した場合に、集落内の家屋への浸水を防御するものであります。

現在までに丹南土木事務所におきまして、南今庄、そしてまた下新道、上新道の集落に対する説明会が開催されておりまして、整備に対する理解を求めているところであります。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 大浦和博君。

○6番（大浦和博君） 今、お聞きしました復旧工事件数、また復旧総額は100億円を優に超えるということ、そして山海里事業等もありますので、今回の被災規模の大きさを実感しているところです。

また、輪中堤ですが、本来、災害復旧は現状に復旧するものであり、地区住民の多くの方は元に戻してくれればいいと思っているのではないかと考えております。しかし、施設管理者が現状復旧では住民の方々の生命、財産を守れないということで、輪中堤を提案しているのも理解できます。

今回のワールドカップ、森保監督は「新しい景色」を旗印に、日本初の8強を目指して戦ってきました。その目指す「新しい景色」とは少し違いますが、輪中堤にすれば景色が見えなくなるのではないかと危惧します。生命、財産を守るため仕方ないのであるならば、せめて景色を良くする。例えば四季折々の花を植栽し、地域住民の方々が安らげる新しい景色をつくるよう提言していただきたいと願います。

次に、緊急集落要望対応についてお伺いいたします。

いただいたこの資料、これを数えますと、県要望件数が118件、町実施が263件、山海里事業での復旧する箇所は163件、地元対応が32件、次年度以降検討が17件の計593件ありました。

そこでお伺いしますが、県要望箇所は全て採択されたのか。町が実施する工事の完成年度別の箇所数はどれだけか。山海里事業はどのような類が対象なのか、また、実施期間、事業費の制限はあるのか。地元対応とは軽微なため補助はないのか。次年度以降検討とはどのようなことなのか。

以上、幾つかお伺いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） 福井県に要望いたしました災害復旧事業のうち、治山事業につきましては県のほうが優先順位を決め、来年度以降順次実施する予定になってございます。また、道路、河川及び砂防の改修事業につきましては、現在、福井県丹南土木事務所と調整中でございます。

また、町が事業主体となり実施する災害復旧事業のうち、道路、河川、農地、林道等に係ります年度内に発注する工事は396か所でございます。その割合は施工予定の工事の8割以上になってございます。

次に、山海里集落支援事業災害復旧対策補助金につきましては、被災施設のうち、集落が管理されております集会所、区道、生活用水等の復旧に要する経費の原則95%相当額を補助するものでございます。1か所当たりの事業費の上限は200万円とさせていただき、本年度を含め3か年度を事業期間としております。

集落要望のご回答の中に地元対応としました事業につきましては、個人の所有地におけます樹木の除去、また単に宅内の清掃にかかるなど軽微な作業で公益性が著しく低い事業というもので判断させていただきまして、補助制度はございません。

また、次年度以降の検討といいますのは、道路、河川にかかります現地を確認させていただいた結果、緊急性を要しないもの、また損傷等の原因が災害によるものではないと判断させていただいたものでございます。実施する場合は、また改めて集落でご協議いただき、次年度以降にご要望いただきたいと考えてございます。

○議長（喜村喜代治君） 大浦和博君。

○6番（大浦和博君） 地元対応、また次年度以降検討の趣旨は分かりました。

そこで改めて山海里事業を確認いたしますと、1か所当たりの事業費は上限200万円であります。実施期間は本年度を含め3か年、今回申請した工事箇所が今年度残った場合は、新たな要望と同様、令和5年度で申請しなければならないということです。

また、答弁にありませんでしたが、来年度を含めた2か年のうち今回要望していない箇所、いわゆる見落としにおいても町が災害と認めた場合、95%相当の補助となるということをお聞きしましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） 議員お見込みのとおりでございます。

○議長（喜村喜代治君） 大浦和博君。

○6番（大浦和博君） よろしくお願ひします。

次の質問です。町管理河川復旧についてお伺ひいたします。

被災した鹿蒜川、河野川の上流部は普通河川となり、町が管理となっております。町管理の河川復旧は当然町が実施すると思ひますが、工事内容及び工期をお伺ひいたします。また、今後の対応として、上流部に県が実施する砂防堰堤等の計画はしないのか、お伺ひいたします。

○議長（喜村喜代治君） 新海建設整備課長。

○建設整備課長（新海昌弘君） 町が管理します鹿蒜川の区間は、上新道と大桐の間にあります、災害により落橋しました大桐1号橋付近から上流となります。ですが砂防指定を受けているということから、傷んだ護岸等の構造物の復旧は福井県において行われます。あわせて、河川断面で3割を超える埋塞土砂がある範囲は、災害復旧事業として既に本町と福井県において浚渫工事を発注してございます。現在、浚渫した土砂につきましては、地域住民のご理解の下、水田に仮置きさせていただくことで、浚渫工事自体は年内に完了する予定でございます。

続いて、町が管理する河野川の区間は、桜橋から上流となります。こちらも砂防指定を受けていることから、傷んだ護岸等の構造物の復旧は福井県が行い、川沿いの町道河内奥野々線の被災しました道路は町において工事を実施していくこととなります。河野川の最も上側に位置する住家1軒が今回の災害により全壊となりましたが、そこからさらに上流についても河川、道路ともに広範囲にわたり被災しており、今月中の災害査定に向け事務を進めているところです。これらの工事は、査定後速やかに工事発注を行いますが、工事は次年度に繰り越されることとなります。

また、河川の支線上流への砂防等の施設整備につきましては、現在、福井県において、被災原因や8月の大雨と同等の雨量があった場合の水の流下解析結果等を踏まえ、検討がなされている状況と聞いております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 大浦和博君。

○6番（大浦和博君） 今答弁をいただきましたが、河野川の上流部に全壊した住宅があります。しかし、そこへ行くためには道路を復旧しなければいけません。行けなければ住宅の復興もできないので、よろしくお願ひをいたします。

また、浚渫工事は年内に完了するというので、少し次の質問とずれがあるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

最後の質問です。河川組合対応についてです。

一級河川の日野川の管理は、支川を含めて日野川漁業協同組合であり、アユ釣り等の遊漁については鹿蒜川の復旧が大きく左右します。アユをはじめ他の稚魚を放流しても、工事に伴う濁り等で成長の遅れや生息自体が危ぶまれるのではないかと危惧します。

また、単独河川である二級河川の河野川は河野川漁業協同組合管理です。河野川においても護岸の損失や以前の河床ではなく、山からの土砂で全てが浅くなっており、日野川と同様に、稚魚を放流しても生育が危ぶまれます。

例えば河野川に稚魚を放流しても、河床を浚渫しなければ魚の生息場が制限されると思われ、浚渫を含めた復旧計画を河川組合と協議し理解を得ているのか。また、大雨により多くの魚、ほとんど魚がいなくなったと思われ、放流の増量が必要と思われませんが、組合に対する復興支援はあるのかをお伺いたします。

○議長（喜村喜代治君）市村農林水産課長。

○農林水産課長（市村 誠君）今回の大雨災害により、一級河川日野川をはじめ、町内のあらゆる河川で甚大な被害を受けていることは承知しております。

河野川については、河野川漁業協同組合が稚アユやヤマメを放流し、長年釣り客に親しまれておりましたが、大浦議員ご指摘のとおり、今回の災害によって、土砂の堆積、魚道の崩壊等により、稚魚の生育あるいは魚の生息自体が危ぶまれています。

河川の浚渫、護岸や魚道の復旧、さらには源流となる山の治山工事など、稚魚の生育環境の復元には一定の年月がかかりますが、県や河川組合など関係機関と連携して、一日も早い復旧・復興を目指してまいります。

また、組合に対する支援につきましては、当面、県の内水面災害特別支援事業及び町の内水面漁業協同組合運営事業費補助金を活用していただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君）大浦和博君。

○6番（大浦和博君）はい、分かりました。河野川の浚渫ですが、赤萩地区の町道融雪は河野川からの水を利用しております。その集水枡が土砂で埋もれたため、周

辺の一部の土砂を横に仮置きしてありますが、かなりの土量です。川全体ではどれだけあるのか想像できかねます。川幅が狭い河野川の欠点であり、それだけ浅くなっているため、大雨による氾濫が心配されます。

浚渫工事は年内に完了すると先ほど答弁がありました。赤萩集落から河口までかなりの距離があり、全て堆積していると感じておりますが、どこをどれだけ浚渫するのか分かりませんが、私としては、浚渫の時期は非常に難しいと認識しております。3月下旬から4月に天然アユが遡上し始め、4月の下旬から5月にかけて稚魚を放流し、それ以降10月まで遊漁が始まります。その後はサケやサクラマス等の遡上や産卵のため、浚渫はできないと思います。すなわち、稚魚を放流する前に浚渫を実施しないと今後できないのではないかと思います。

さらに、被災後、少量の雨でも河川の濁りが発生しますので、その原因を究明し対応していただきたい。河川の濁りは海面漁業にも影響をいたしますので、県当局とよく協議をしていただきたいと思っております。

今回の大災害、全部の復旧は数年かかると思っておりますが、少しでも早い完全復旧をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（喜村喜代治君）これにて大浦和博君の質問を終わります。

次に、

1. ヤングケアラーについて
- 2番 谷口善治君。

〔2番（谷口善治君）登壇〕

○2番（谷口善治君）おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきたいと思っております。

私は、今回、選挙公約に「福祉政策の充実と継続に力を注ぎます」と上げさせていただいております。その観点から、今回、ヤングケアラーについてご質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

1番目に、町における認識について。

ここ近年、テレビ番組、新聞報道、また国会等において、ヤングケアラーについて耳にすることが多くなっております。

ヤングケアラーは法律上の定義は特別にありませんが、現在一般的に定義されていることを上げさせていただきます。

ヤングケアラーとは、病気や障害のある家族、親族の介護、面倒に忙殺されていて、本来受けるべき教育を受けられないとか、同世代との人間関係を満足に構築できなかった子供たちのこととしている。また、大人が担うようなケア責任を引き受

け、家族の世話全般、家事や介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子供としておりますが、ここ近年、これが20歳ぐらいまでにも上がっているようでございます。

その子供がケアしている者は、主に障害や病気のある親や高齢の祖父母、兄弟姉妹の親族であるとされております。

本年の7月7日、日本経済新聞に「国の実態調査によると、小中高生の4～6%が該当する可能性が判明した」とございました。南越前町におけるヤングケアラーの認識をお聞きしたい。

2番目に、これまでの対処及び現状について。

次に、私の経験をお話しさせていただくと、母親が病気で寝たきり状態でありましたので、小学校の頃から兄と2人で、父親が仕事で家を空けていないときに、母の食事の買物、準備、世話、入浴介助やトイレの介助、家事全般をこなしておりました。その頃には「ヤングケアラー」という言葉もなく、母の面倒を見るのが当たり前だと思っていました。

また、事業を営んでいるため、従業員や近所の人たちがお手伝いをしていただき大変助かったことを覚えております。しかし、当時の私は、このようなことがヤングケアラーだと認識しておりませんでした。

なお、2019年、民間事業所の「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」によると、自分がヤングケアラーと「認識していない」が44.5%、「分からない」が41.1%、約8割以上の人々が認識していないということでした。

このような調査状況を基にした考えから、南越前町及び教育委員会としては現状をどう捉えていらっしゃるか、また、どう対処してきたかをお聞きしたい。

3番目、これからの展望について。

親が恥ずかしいから知られたくないとか、子供たちが大好きな家族のために当たり前と思ってなかなか表に出しにくいなど、デリケートな問題で難しいとは思いますが、8月1日の福井新聞に、厚生労働省が対応部門の役所内縦割りで連携不足を解消する必要があるとされています。

南越前町においても、教育委員会、保健福祉課等関係部署において、ヤングケアラーについての連携が非常に必要だと思っております。これからの展望をお聞きします。

よろしく申し上げます。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの谷口議員の、ヤングケアラーについての町における認識についてお答えをいたします。

議員ご指摘の実態調査につきましては、令和2年度に国が実施をいたしまして、福井県では令和3年度に中学2年生と高校2年生を対象に実施されております。その結果、「世話をしている家族がいる」と回答した生徒が県内で72名、率にして4.4%でしたが、その中には南越前町の子供たちは含まれておりませんでした。

ヤングケアラーは、年齢に見合った手伝いの範囲を超えて、本来は大人が担うべき家事や家族の世話を日常的にしている18歳未満の子供をヤングケアラーと認識をいたしております。家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくく、町や学校等での現状把握というのが非常に困難な状況ではあります。しかしながら、子供に過度な負担が続くと、心身の不調、そしてまた学習面での遅れ、進学、就職など、子供の将来にも深刻な影響を及ぼすというおそれがあります。

国は、ヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームを立ち上げまして、一つに早期発見・把握、一つに支援策の推進、一つに社会的認知度の向上、この三本柱に今年度から3か年、集中的に取り組むとしております。

町といたしましても、子供の心身の健やかな成長のために、関係機関が連携をし、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援に向け取り組んでいく必要があると思っております。

なお、これまでの対処と現状、今後の展望につきましては、担当課長及び教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（喜村喜代治君）坂井保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂井好美君）議員ご指摘のとおり、当事者の子供は、ヤングケアラーであるとの自覚がないケースがほとんどであることが想定されます。周囲の大人の気づきが早期発見と支援への鍵となるため、町では、今年11月号の広報紙にヤングケアラーについて掲載し、ケーブルテレビでも周知させていただいております。

ヤングケアラーに限らず、気がかりなケースについては、保健福祉課と学校・保育関係者、教育委員会事務局等でケース会議を行ったり、町が設置します要保護児童対策地域協議会において情報共有し、対応を協議しております。また、地域の中でそのご家庭が孤立することがないように、地区の民生委員、主任児童委員の方々とも連携し、声かけや見守りをお願いしております。

地域包括支援センターにおいては、在宅支援を行うケアマネジャーに対し、介護

負担チェックシートを用いて介護負担を把握するよう周知しております。今後は、ヤングケアラーに関する認知度を高める研修会等により、支援を必要としている方の早期発見に努め、必要なサービスにつなげてまいります。

ヤングケアラーには、経済的問題や保護者の養育能力、心身の障害など、様々な問題を複合的に抱えている場合が多いため、今後も保健福祉課が相談窓口となって関係機関と調整し、適切な支援につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） 教育委員会といたしましては、学校内で定期的に教育相談週間を設定するなど、きめ細かな相談体制を整えるとともに、校内研修等を通してヤングケアラーに対する正しい知識、理解を深めながら、担任だけでなく学校全体で子供たちの様々な声に耳を傾け、ヤングケアラーの早期発見、心身の健康状態の把握等に努めるよう指導してまいります。

また、小中学校との情報共有をより一層深め、気がかりな子供たちが確認された場合には、今年度新たに教育委員会事務局に設置しました南越前町教育支援センターにおいて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等と連携しながら、個に応じた支援ができるように努めてまいります。

さらに、教育委員会事務局と保健福祉課等関係部署において、実務者会議、個別ケース会議等を行って密に情報共有するとともに、福祉、介護、医療、教育等様々な関係機関との連携強化を図りながら、早期発見と適切な支援への体制構築に向け取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 谷口善治君。

○2番（谷口善治君） ありがとうございます。

ヤングケアラー、いつなるか、それはまたこれから先も、今のところないように伺っておりますが、私の耳には1件あるような形で耳にしている部分もあったりするので、今ご答弁いただきましたように、早期に発見していただき、早期に援助していただけるような形を取っていただけると大変ありがたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（喜村喜代治君）これにて谷口善治君の質問を終わります。

次に、

1. 風力発電事業について

5番 坪川伸理君。

〔5番（坪川伸理君）登壇〕

○5番（坪川伸理君）6月一般質問に引き続いて、風力発電事業についてお伺いしたいと思います。

さきに質問書を提出させていただいておりますけれども、やはりこの町内、今計画されている3つの事業、これを完成させたくないという思いで私は今この場におりますので、皆さんにもご理解の上、お聞きいただきたいと思っております。

余呉南越前第一・第二ウィンドファーム、この環境アセスが終わって住民説明会が5月にあって、その中で質問させていただいた中には、気候変動についてどう考えているかと、非常にこの気候変動著しい中、大雨のときにどうするかということ聞いたのですが、その後、8月の大水害となってしまいました。まさしく懸念していたことが現実となってしまったように感じています。もし風力発電事業を進めた場合、今回の荒井での500ミリ、恐らくこれが、風力発電事業を進めて完成した後の自然を考えると、半分の250ミリや300ミリ弱の雨でも土砂災害におびえて暮らさなきゃいけなくなる、そう考えています。

ある化粧品のCMでも出てくるような三重県の青山高原、ここには91基あります。そういった高原地帯でも、大雨で崩壊した土砂が道路を寸断した、そしてその濁水により上水道、飲み水が停止に追い込まれたということもあります。ですが、業者のほうは、規格どおりの工事をしているので責任はないということです。

ですが、当町のこの山々と違って緩やかな高原地帯でさえそういう災害が発生することがもう既に起きていますので、当町の急峻な山、そこに大きな作業道を造ってプロペラを運んだところで、その道が今度川となって、青山高原以上の土砂災害、最悪は人命にも関わる事態になるということが十分危惧されます。また、それは農業や河川の内水面漁業、そういったところにも、もしかすると壊滅的な影響を与える可能性も考えられます。

この青山高原、当然、環境アセスでクマタカ等の調査をした上で建設しているはずなのですが、クマタカが全くいなくなってしまう。営巣地から離れて設置しているにもかかわらず、いなくなってしまう。この町内でも希少な生物が確認されておりますので、そこからは離すということを知っておりますけれども、幾ら離れたところで、やはりいなくなってしまう。それは希少生物の新たな、卵からふ化するひなたちがすむ場所がなくなってしまう。親がすんでいるところには一緒にすめま

せんから自然と、今の場所から離れたところで将来的には結局鳥もすまない山をつくってしまうこととなります。

獣害に関しても各地で増えているそうです。風力発電所を建てたその周辺には、伐採した木の代わりに植生を施して、ある程度の緑は植えてあります。夏場は動物たちはそれを食べてあまり下りてこないそうですけれども、餌がない秋から冬は、やはり里に下りてきて食い荒らす、そういった事例が報告されていますし、伊豆半島のほうでは、下りてきたイノシシが以前よりも凶暴化しているんじゃないかということも言われています。その凶暴化している要因が、風力発電による低周波、また重低音、そういったものが心身に影響を与えているのではないかということも言われています。

もしこの風力発電事業が一事業でも完成した暁には、当町で、今以上の獣害被害が拡大することを懸念しています。当然それなりの植生をするんでしょうけれども、やはり今、動物たちがこの平場での餌場をもう見つけている以上、広がることはあっても山にとどめておくことは難しいと思っています。その生息場所を奪うこと、それが一番は自然破壊だと思います。

また、6月にもお聞きしましたがけれども、健康被害についても、これは日本だけではなくて、ヨーロッパ各国、オーストラリア等の風力先進国からも同じように上がってきています。

日本である事例挙げますと、和歌山県の由良町の当時70歳の女性は、風力発電の設備から1.3キロ離れているところにお住まいだったようです。1.3キロというと、今の環境アセスで説明対象外地域なんです。にもかかわらず毎晩毎晩音を聞いていて、特に体がつらいときは、さらに数キロ離れたコンビニの駐車場まで車で走って、車の中で寝ていたという事例が報告されております。

また、オーストラリアのウォータールーという町がありますが、ここには定格出力3,000キロワットの風車が37基設置された後に、周辺3キロの住民が皆引っ越してゴーストタウンになったという報告も上がっています。

現在、3つの事業が当町の中で進んでいます、この3つの事業全て完成した暁には37基どころじゃないです。多少当初の計画より減らしているとは思いますが、約80基相当の風車が当町を囲むような形になります。単純に考えれば、人が住めない町になりかねない、出た人が帰ってこない。それは通常の過疎ではなくて人工的に人を追い出している形になるので、そういう町にはしてほしくないと思っています。

また、健康被害の症状いろいろありますが、睡眠障害、頭痛、耳鳴り、めまい、吐き気、いらいら、集中力や記憶力の異常、それから体の内部が既に揺れているような感じ、船酔いみたいな感じだそうです、これがヨーロッパを中心に27か国

から報告が上がっております。

この風力発電による健康被害、これはヨーロッパのほうではもう名前がついてまして、「心臓音響病」ですとか「慢性騒音外傷」「風力発電機症候群」等の病名があるそうです。このため、ヨーロッパ各国は、風力発電事業から人の住むところまでは23キロから40キロ離すような政策に変わってきています。洋上風力であっても同じです。

また、この症候群、当然まだ日本では病名らしい病名も、そして治療法も確立はされておられませんので、その因果関係も含めて我が国の場合は証明されていないからということで、何ら、通常の対症療法しかできない。その中で住民が苦しんでいく姿を私たちは見たくないと思っています。

特に、この風車による重低音、低周波音、若者よりも老人のほうの方がより敏感に反応するようです。難聴の方であっても、耳で聞くのではなくて、恐らく体がその音を聞いているような状態になると報告されています。

「山の上にあるから、あまり関係ないだろう」と言う方もいらっしゃいますけれども、山頂部に風車を造ることで、より遠くに届きます。そして山々に反射した音が時間差で届きます。また、空にある雲にも音は反射して下へ落ちてきます。古い家ですと柱ごと震えているという話も耳にしたことがあります。それがずっと、プロペラが回っている間は一日中鳴っていると、そういう話も耳にしておりますけれども、環境的、人間、そして動物に対しての身体的・精神的影響はかなり大きいのではないかなど。因果関係がないから証明されていないと言えればそれまでですけれども、因果関係がはっきりしなくても具合が悪くなることって多々あるわけですよ。そういった患者をつくり出さない政策を、つくり出さない環境を求めていきたいと思っています。

今、いろいろ事例もお話しさせていただきましたけれども、ほかにも検索するだけでいろいろ記事も出てきます。ただ単に一反対派が感情で説明しているのではなくて、北海道では環境工学の先生が、またヨーロッパからでもこういった病名がつくほどの論文が出てきています。こういった事例を踏まえた上で、この事業をまだ進めるおつもりなのか、また、町として造らせないという判断をいまだされないのか、お伺いしたいと思っています。

また、聞いたところによりますと、栃ノ木峠近辺では今、正式な工事認可前に既に重機を入れてブナを伐採していると聞いていますし、その写真も見せていただきました。認可前の準備工事は、これは違法ではないのでしょうか。また、合法でしたら、一体どの法律を基にしてこういった業者が作業しているのか、お答えいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの坪川議員の風力発電事業についてお答えをいたします。

風力発電事業による環境への影響評価につきましては、環境省で定められた環境アセスメントの手續に基づき進められております。

低周波音などによる獣の凶暴化や国外における健康被害については、風力発電との直接的な因果関係があるとは証明されておりませんが、町としては、獣害の増加や住民への健康被害、また産業への悪影響など、地域や住民にとって不利益となる施設の建設を認めることはありません。現在、再生可能エネルギーの推進の必要性を認識しつつ、住民の方々の様々な立場からのいろんなご意見を拝聴している段階であります。

ご指摘の栃ノ木峠の付近の滋賀県の長浜市管内で施工されている余呉南越前第一・第二ウィンドファームの作業道の延伸工事は、森林法で定められている伐採及び伐採後の造林の届出等に基づき、事業者から長浜市に届出されたものであります。しかしながら、伐採等の行為が県境で行われていることから、事業者の行為を注視するとともに、長浜市をはじめ両県との情報の共有に努めております。

詳細につきましては、担当課長のほうから報告をさせていただきます。

○議長（喜村喜代治君）関根総務課長。

○総務課長（関根將人君）事業者から長浜市に届出されました伐採及び伐採後の造林の届出等の目的につきましては、事業者が設置しております風況観測塔の管理、また、計画されている風車設置箇所地の地盤調査であると聞いております。

作業内容につきましては、長浜市中河内自治会が所有いたします森林の中にあります風況観測塔まで、幅員3メートル、延長3,000メートルの作業道を整備するものでございます。樹木の伐採の幅につきましては、作業道に路側両側各1メートル加え5メートルとなると聞いております。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君）坪川伸理君。

○5番（坪川伸理君）ありがとうございます。

6月にいただいたご答弁より一歩前進したご答弁いただいたと理解しております。

す。また、このブナ林の伐採につきましても、もちろん県境でもありますし、水源涵養保安林の範囲内だとは思いますが、長浜市、滋賀県と連携して、違法な部分がないようしっかり継続して監視していただきたいなと思っています。また、今月27日には当町の環境審議会がございまして、またその審議会、傍聴させていただきながら、今後について注視していきたいと思っております。

あわせて申し上げますけれども、本当に見た目は自然エネルギーでいいと言われる風力ですけれども、自然環境を破壊してまで造るものなのかというのが最大の疑問ですし、やはりこの当町の自然、恵まれた自然を生かした再生可能エネルギーであるべきだと思っています。

ある県内のトップの建設業者の方が、水力を利用した発電ができないかということで、結構県内各地の消火栓を調査に回っております。そういったところと連携していければ、当町にとっての再生可能エネルギー、そしてそれが人間や動物に影響を与えない再生可能エネルギーのある町として踏み出せるのではないかなと考えておりますので、今後とも、いろんな情報の中でこの町に人が住み続ける町である、それを願っております。その点、今後も引き続き質問させていただくことになるかと思っておりますけれども、またその際にはご答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ありがとうございます。

私、といいますか、町としてのスタンスというのは、以前からお話ししてありますように、再生可能エネルギーというのは国策であって、やはりカーボンニュートラル、CO₂を削減するために必要だということで、やっぱり町としても議論が必要だということで今の段階に来ていると思っています。

そういう中で、やはり私も坪川議員と同様に、事業者の説明不足といいますか、地域住民の方々が不安視する質問に対しての誠意ある、そしてまた不安を解消するような回答がなされていないというのも実際としてありますので、今後とも、やっぱり町としても近々な判断はすべきだと思います。その上で、住民の方々のいろんなご意見、そしてまた議会の方々のご意見も頂戴しながら、しっかり町として最終的な判断をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（坪川伸理君） ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（喜村喜代治君） これにて坪川伸理君の質問を終わります。

暫時休憩します。11時10分から始めます。

休	憩
[休憩	午前11時01分]
[再開	午前11時10分]

再	開
---	---

○議長（喜村喜代治君）会議を再開します。

次に、

1. 風力発電所について

9番 加藤伊平君。

[9番（加藤伊平君）登壇]

○9番（加藤伊平君）風力発電が続きますが、それだけ町民の皆さんも関心も強いということなので、よろしく願いをいたします。

町内で計画されている3つの風力発電所のうち、（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム事業については環境影響評価の手続きが最も進んでいて、その準備書の要件である住民説明会が5月24日に開催され、県の審議会も7月14日に開かれました。しかし、その2か月半後の8月初めに今庄で2日間で426ミリという大雨が降り、町内で甚大な被害が出ました。風力発電所につきましてもこれまでこの場でも何度か質疑が行われていますが、このことを踏まえ、改めてお尋ねをいたします。

この事業では、高さ188メートルの風車が長浜市との県境に39基建設されます。発電機は約400平米のコンクリートの基礎の上に建設されるということで、搬入、管理のための道路の山腹掘削も必要で、森林を伐採する区域は全部で57ヘクタールとのこと。このことによる山林の保水力、水を保つ力は減少しますが、環境影響評価には降雨による土砂流出対策の項目はありません。

降水量の予測について、事業者は設計基準とだけ言っていました。沈砂池を造るようですが、濁り水対策のもののように、宅地開発の調整池とは異なります。

5月の説明会でも水害対策の質問が一番多く出ていましたが、十分な回答はなく、参加されていた町民の皆さんも納得できずに不安を持ったまま終わったのではないかと思います。

今回の大雨では、地球規模の気候変動で集中豪雨が増えているのが、まさに私た

ちの身近なところに起きたわけであります。風力発電による自然環境の変化がなくても土砂流出、洪水があり、これだけの被害が出たわけで、風力発電による自然の変化があった場合どうなるのか、地元の方は改めて大きな不安を抱え、反対の意見も出ております。議会でも今年3月の特別委員会で、自然環境の破壊及び水源涵養林の伐採による土砂災害に不安があると指摘をしております。

町長は、今回の大雨災害前の事業者の環境影響評価に対して町環境審議会の諮問を経て、「開発行為による災害防止に努めること」と知事に意見を述べておりますが、今回の大雨被害を経験して、これまでと同じような考えでいいのか、住民の被害対策の最前線に立ってきた立場として、環境審議会とは別の判断もあるのではないか、お尋ねをいたします。

次の再生可能エネルギーについての質問であります。

かねて町長は「再生可能エネルギーは必要」と言っております。燃料の多くを海外に頼っている我が国では、再生可能エネルギーは、カーボンゼロだけでなく自前の燃料調達の考えからも非常に大切だとは思っています。

再生可能エネルギーは、今回問題になっている風力発電だけではなく、ほかの方法もあります。当町でもかつては、町民の建物の太陽光発電に補助をしていました。

敦賀市や坂井市、越前市のように、行政の施設を利用して民間と共同した独自の再生可能エネルギー普及施策に取り組んでいる市もあります。本町もそのように取り組むお考えはないのか、お尋ねをいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの加藤議員の風力発電所についてお答えをいたします。まず、1点目の大雨被害を受けての風力発電所建設の考え方についてお答えをいたします。

町内で計画されております風力発電事業については、ご指摘のとおり、今年の8月の大雨災害におきまして、町民の皆様の自然環境の開発行為による災害発生への懸念が一層高まっております。

風力発電事業が推進されることによって町民の皆さんの安全な生活を脅かすような行為は、絶対に容認できません。既に町は事業者に対しまして、土石流対策を含め住民の皆さんの不安に対する明確な説明と誠意ある回答を求めています。

現在最も手続が進んでおります（仮称）余呉南越前ウィンドファーム発電事業の影響地域であります堺地区でありますけれども、堺地区では、地域の住民の皆さんが主体となりまして、風力発電事業に関する地元の意見を取りまとめる地区協議会

が近々設立される予定と聞いております。

今後、地区の協議会や南越前町の環境審議会における活発な議論や多様な意見を真摯に受け止めて、町として適正な方向性を導いていきたいと思っております。

次に、2点目の町独自の再生可能エネルギー普及施策についてお答えをいたします。

枯渇せず、CO₂を排出させないという特徴を持つ再生可能エネルギー事業は、将来のために進めるべき重要な政策であると深く認識をいたしております。また、再生可能エネルギーは、風力、太陽光、地熱、水力、バイオマスなどが有望かつ多様でありまして、重要な低炭素の国産エネルギーとされております。

本町における再生可能エネルギーの推進に当たっては、地形や地域の特性などを鑑み、その優位性を最大限に発揮できる発電方法を見いだすための議論が必要であります。

町内におきましても既に、企業における小水力発電や、一般住宅や公共施設におけます太陽光発電が進んでおります。

今後、蓄電設備の設置など、発電した電力を有効に活用できる方法などについても、企業と共同し、国や県の協力を仰ぎながら、さらなる二酸化炭素削減に資する施策について積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長より回答させていただきます。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） まず、1点目の大雨被害を受けて風力発電所建設の考え方についてのご答弁をさせていただきます。

町内で計画されている3つの風力発電事業のうち（仮称）余呉南越前ウィンドファーム発電事業につきましては、去る11月21日に、福井県知事に対しまして事業者から環境影響評価準備書についての意見の概要と見解が提出されております。

これを受けまして、福井県知事より南越前町長に対しまして、環境保全の見地からの意見を求める照会がございました。

12月下旬に南越前町環境審議会に諮問する予定でございます。町の環境審議会におきまして活発な議論を展開していただき、そのご意見を答申していただくことになってございます。

2点目の町独自の再生可能エネルギー普及施策についてでございますが、県内市町におけます再生可能エネルギーの取組の事例といたしまして、お話がありましたように、敦賀市では、家庭などで発電した電力を公共施設に利用する再エネ地産地消プロジェクト、また坂井市では、コンビニチェーンへの電力の安定供給を目的と

いたしましたメガソーラー発電所の建設、越前市では、太陽光発電に取り組む事業者へ公共施設の屋根などを貸し付けるなど、自治体と民間が共同して太陽光発電の普及に取り組んでございます。

本町におきましても、再生可能エネルギーの取組につきましては、公共施設へのソーラーパネルの設置をはじめとして、また小水力発電施設の誘致などに取り組んでいるところでございます。

今後は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金などの制度を活用させていただきながら、本町の地形や地域の特性を生かした、人と自然に優しい安全な再生可能エネルギーの普及に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 加藤伊平君。

○9番（加藤伊平君） 今月末の環境審議会は私も傍聴の申込みをしているところですが、科学的な根拠と違って、地元の方は、地形とか自然とかによってそれぞれ違って、自分のところのそういうものを踏まえた不安、心配があるわけですので、やっぱりそういうものを聞いている我々の意見等も踏まえながら、町長はご判断をいただきたいと思えます。

我々もまた特別委員会等で議論していきますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。終わります。

○議長（喜村喜代治君） これにて加藤伊平君の質問を終わります。

次に、

1. 住宅整備について

4番 山本徹郎君。

〔4番（山本徹郎君）登壇〕

○4番（山本徹郎君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

質問の前に、8月の大雨災害におきまして被災された町民の皆様、大変お見舞い申し上げたいと思えます。

それでは、質問にさせていただきますけれども、今回は町内の住宅整備についてご質問をさせていただきます。

1つ目ですけれども、これから本年度以降の、今後の住宅整備についてお伺いをいたします。

町の第2次総合計画が現在、後期基本計画、2020年から2024年の期間に入っております。町では、計画に沿って順調に町営住宅の建設や個別住宅への宅地造成を行っており、予定された宅地は全て契約に至っております。また、今年度も河野地区において丸山団地2区画の計画があると伺っております。順調に入居されることを期待しております。

さて、今回お伺いしたいのは、来年度以降の計画についてです。

町では、町有地や既存の住宅団地での造成を主に整備を行ってきました。需要のある立地、いわゆるニーズに合う土地への造成予定はあるのか、なければどうする予定なのかをお伺いします。

続けて、2つ目に行きます。住宅団地計画についてお伺いをします。

私の聞く限り、東大道で現在建設が進んでいる10区画の宅地購入者の中には、町外から地元に戻られる方々もいると聞いております。本町の若年層を対象とした移住・定住政策や子育ての政策は、他の市町には引けを取りません。

しかし、現在の住宅整備事業は単年度ごとの実施であり、次回の実施予定も分からない状況でございます。一旦公表されると応募が殺到すると、いわゆるオーバーフローしてしまうというような状況でございます。

社会資本整備総合交付金を活用し大規模な住宅団地の整備を行い、町外から多くの移住、定住を受け入れられる環境整備を行ってはいかががかとお伺いをいたします。

3つ目、地域優良賃貸住宅整備事業についてお伺いをします。

これは平成18年に住生活基本法が成立し、低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯等への住宅の供給促進が位置づけられましたが、既存する公営住宅だけでは不足しています。そこで、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯などを重点対象とし、必要な基準を満たした賃貸住宅を民間事業者などが建設する際に、建設や家賃の低廉化に必要となる資金の一部を社会資本整備総合交付金や各種補助金にて助成をしますと明記されております。

本町も地域住宅計画福井県地域（第4期）に参画しており、令和3年から7年度の5か年計画で一部は既に実施されておりますが、今後はどのような計画を行う予定なのかをお伺いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本徹郎議員の住宅整備についてお答えをいたします。

まず、1点目の本年度以降の住宅整備についてお答えをいたします。

町では、人口減少に歯止めをかけ、若い世代の定住を促進するため、分譲地や町営住宅の整備、さらには住宅建築に対する各種助成を実施してきております。直近における町営住宅の建設は、国の社会資本整備総合交付金の活用を前提に、計画期間を令和3年度から7年度までの5か年とする福井県地域住宅等整備計画（第4期）により進めております。

その進捗でありますけれども、今年度は、河野地区の丸山団地に木造2階建ての1戸建て住宅2棟を現在建設中であります。令和5年度には、東大道において木造2階建ての1棟で2戸分を建設する計画であります。現在の計画では、令和6年度にも2戸を整備し3年間で6戸を整備、その事業費を1億2,200万円としてあります。

しかしながら、現時点におきまして、低所得者向けの公営住宅を除き、地域優良賃貸住宅などの新婚・子育て世代等の中間所得者向けの住宅の空き状況というのは1戸のみとなっております、この利用ニーズが高い事実もあります。

こうした状況の中で、子育て支援施策等の充実している我が町に定住を希望する若者世帯の受け皿として、住宅整備は分譲地の整備同様に有効な施策と認識をいたしております。社会資本整備総合交付金事業は、計画変更など弾力的な運用も可能であることから、令和5年度中に建設候補地の選定を行いたいと思っております。さらに、この事業費の増額や建設戸数の増加も含めた計画変更について、関係機関と協議を進めていきたいと思っております。

2点目の住宅団地の計画についてお答えをいたします。

令和3年度におきまして整備をいたしました第3期の東大道の分譲地10区画は、既に完売をいたしております。現在、3件の購入者が住宅の建築を今進められております。本町としても、新たな世帯と人口の増加、さらには地域の活性化を期待するところであります。

一方、第2次の南越前町総合計画（後期基本計画）の住環境の整備におきまして、若年層への移住・定住化を促進する必要があり、町営住宅の整備やニーズに沿った宅地造成を実施するとうたっております。議員ご指摘のとおり、若年層の移住・定住化を推し進める上で、住宅団地の造成事業は、過疎化の進行する我が町にとりまして喫緊の課題であると認識しております。また、地域の活性化を図る上でも有効な施策であると思っております。

このようなことから、令和5年度には、交通の利便性や立地環境を模索し、いろんな方々のご意見をいただきながら、地域バランスに配慮した造成候補地の選定を行いたいと考えております。

3点目の地域優良賃貸住宅整備事業については、担当課長のほうからお答えをいたします。

○議長（喜村喜代治君）新海建設整備課長。

○建設整備課長（新海昌弘君）3点目の地域優良賃貸住宅整備事業についてお答えさせていただきます。

福井県地域住宅等整備計画（第4期）に基づき、国の社会資本整備総合交付金を財源に町営住宅の建設整備を進めることにつきましては、先ほどご説明があったとおりでございますが、民間事業者による地域優良賃貸住宅建設や家賃の低廉化に関する支援も事業メニューでございます。

民間事業者による地域優良賃貸住宅の建設におきましては、事業の認定から助成を受けるまでに複数年かかってしまうということ、家賃の設定が自由にできない、また、国で定める居室の規模など、住宅に関する基準や入居対象者に関する基準を遵守する必要があるということ、民間事業者にとって使い勝手がよくないものであることから、制度の活用が進んでいないというのが現状でございます。

また、家賃の低廉化についてですが、地域優良賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律を根拠に、中堅所得者への賃貸住宅の供給を目的としていますが、入居要件にある収入基準を下回る低所得者、高齢者世帯、障害者世帯等の住居の安定に特に配慮が必要な世帯を利用対象に加え、かつ既定の家賃を引き下げたもので、引下げ分の家賃の一部を助成する制度であります。

しかし、既設の低所得者向けの公営住宅利用者との公平性を欠くことであったり、本来の利用該当の若年家族の利用が阻害されるおそれがあるなどの理由により、県内自治体での取組が進んでいないという実情もございます。

本町におきましては、町営住宅の整備は喫緊の課題であることを踏まえ、制度の有効な活用のため県内自治体の動向を注視し、引き続き研究を重ねてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（喜村喜代治君）山本徹郎君。

○4番（山本徹郎君）3つともしっかりと答弁いただきました。

ここで私もお返しの、これは意見になりますけれども、それぞれの3つの答弁に対してご意見申し上げたいと思います。

1つ目でございますけれども、住宅整備について、3年間でまだ今年度含めて6棟の整備ということで、それはそれで数的なことを言うとまだ足らんかなというのもありますけれども。

私も越前市に住まわれている方なんかといろいろ交流がございまして、これは本

当に真意ではないとは思いますが、いろいろお話をさせてもらおうと、やはり南越前町の子育て政策というのは物すごく皆さん調べておりました、結構羨ましがられている。これは現実なんですけど、でも、「南越前町一遍来るのはどうや」と、「住んでみんか」と言うと、「いや、実は南越前町どこ住めばいいんやろう」という話はちらほら聞きますし、町内にいる方も残念ながら抽選に漏れて、越前市のほうや敦賀市のほうやら近隣の市町に、住宅分譲されているところへ移り住んでいくと。これはそういう方が、やはり多いというよりも耳にするということは間違いございません。今、弾力的に社会資本総合交付金を使うと町長おっしゃられましたので、本当に早急なスピードでニーズに合った住宅供給を毎年、できるだけ毎年続けていただきたい。継続は力なりですから、やっていただきたいなと思います。

それから、2つ目でございます。これは住宅整備とまたよく似ているんですがこれも、団地化です。基本的に町は大体、町有地に対して単独で毎年やっておりますけれども、やはり我々側からすると、いつ発表になるか待つてなあかんです。住宅造成をして、ここ1区画はやりますよと、大規模にやっていただければ、10区画だけでも毎年分譲していくよというようなやり方をいただければ、やはり町民のほうも、それぞれ住宅を建設する予定というのもありますので、「じゃ、来年はまだ10棟ある」「再来年もまた10棟してくれるんだ」という、やっぱりそういうやり方だと、見える化をしていくと町民の皆さんも、購入する方々もやりやすいんじゃないかなと思いますので、そういった意味で私、この団地化計画というものを挙げさせていただきました。候補地の選定なんかなかなか難しいと思いますけれども、できるだけ速やかにお願いをしたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

最後の3つ目については、地域優良賃貸住宅の事業で、課長の答弁にもあったように、家賃の低廉化とかその辺が難しい、民間の事業者の方が入って造るのも難しいということでございますので、私も無理は言いませんけれども。実は、私も近隣の市町見ていますと、本当に上手に分譲されています。住宅がどんどんどんどん建っていきます。やっぱりああいうのを見ていますと、あっちへみんな行ってしまわないかなというすごい焦りもありますし、不安もあります。

そういうことを含めてできるだけ住宅整備を早急にお願いしたいなと思っているんですが、実はここで、税務課のほうで資料を取り寄せていただきまして、直近の20歳から29歳までの転入、転出の推移というか比較をさせていただきました。集計をしてみました。これちょっと今発表しますと、令和3年の1年間、それと令和4年の11月までの転入、転出、それが20歳から39歳までの方々ですけども、県内だけに限らせていただきますと、令和3年の1年間の転入が52人、転出は86人、いわゆる34人は外へ出てってしまっています。また、令和4年の11

月までで転入が45人、転出が88人と、44人たくさん転出しているという状況でございます。しっかりとこれ耳を傾けていかないと、というか、しっかりと注視していかないと、本当にどんどんどん、やっぱり減っていきます。流出が止まりません。

だから、これから町長も、第2次後期計画の中にも令和6年、2024年には1万人という人口目標を設定しておられると思うんです。今現在、令和元年から年々二百何十人ペースで減少してっているんです。もちろん自然動態で亡くなる方は仕方ありません。しかし、意図的に出ていかれてしまうとか、住むところがなくて出ていくなんていうのは、やっぱり何らかの方策をしていかんとあかんと私は思っております。これ悔しいかな、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和7年、本町の人口は9,200人と示されているんです。今本当に、悔しいけどどんどんどんどんそっちのほうに向かっています。絶対にこれは何とか止めたい。この9,200人に背くような、我々町として必ず歯止めをかけて近づかないようにしていきたい。できれば1万人に、やはり町長の思うとおりにしていきたいと思っておりますので、こういった人口の減少に歯止めをかけるためにも、これから若い世代をしっかりととどめていただく。そして移住される方、こういう方を必ず呼び込む。これは建設課だけじゃなくて観まちも一緒です。やはりその辺は一緒になってやってもらわんとこれは進まんと思っておりますので、ぜひとも理解をいただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、来年からは本格的な復興作業が入ります。これは本当に大変だと思います。復興にかける労力、そしてこれからの人口減少に対する労力、これは大変だと思います。これは分かります。しかし、やっぱりその人口減少に歯止めをかけるというのも一つ大事ですから、この町にとっては未来があります。このまま減り続けたら町がなくなる、そのくらいの気持ちで取りかかっていたいただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（喜村喜代治君）これにて山本徹郎君の質問を終わります。

暫時休憩します。午後は13時より再開をする予定でございます。

休	憩
〔休憩	午前11時43分〕
〔再開	午後1時00分〕

再 開

○議長（喜村喜代治君）会議を再開します。

次に、

1. 避難行動要支援者名簿と個別避難計画について
2. 事前防災行動計画（タイムライン）策定について
3. 鹿蒜地区に計画されている輪中提について

3番 高橋宏介君。

〔3番（高橋宏介君）登壇〕

○3番（高橋宏介君）それでは、一般質問をさせていただきます。

避難行動要支援者名簿と個別避難計画について伺います。

平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町の義務になりました。令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町の努力義務になりました。

避難行動要支援者名簿は、町の情報から本人の同意なく作成してしまうと、保管は町のみでしか行うことができません。しかし、対象者名簿に記載された方のうち、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて本人から同意を得た場合には、避難支援等関係者である、消防署、警察署、民生委員、各地区、自主防災組織、消防団などへ避難行動要支援者名簿を提供することができるようになります。名簿を作成しても、町でしか保管できないのか、他の団体に提供できるのか、これには大変大きな差があります。

そして、個別避難計画は避難行動要支援者名簿に基づいて作成し、この計画を軸にしながらか地域で支え合う仕組みをつくっていくことが重要であります。個別避難計画を作成するのは町の努力義務ではありますが、災害が発生したとき、町だけの力で個別避難計画を実施できるものではありません。様々な避難支援等関係者の協力が得られてからこそ実施できるものです。特に、地元の方で組織されている自主防災組織や消防団は、初期避難には欠かすことのできない関係団体であります。これらの団体に名簿が提供できないとなると、効果的な共助は行えません。

8月5日の豪雨災害に見舞われた鹿蒜地区、赤萩地区は、地域コミュニティが密な地区でありました。この地区にはどのような方が住んでいるのか、そういう情報を持っておられる方がたくさんいました。そのおかげでお互いに助け合い、事前に避難することができました。高齢者が多い地区であったにもかかわらず、一人の犠牲者を出すこともなく事なきを得ました。このことは、日頃よりの区長や住民の方々の地域活動のおかげであります。もし南条地区で豪雨災害が起きていたら、犠牲者ゼロという結果にはならなかったのではないかと恐ろしくなります。

本町には、高齢者等の命を守るため避難行動要支援者名簿が作成されていますか。また、避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画が作成されているのかをお伺いします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君） 登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの高橋議員の避難行動要支援者名簿と個別避難計画についてお答えをいたします。

当町における避難行動要支援者名簿におきましては、平成20年度から災害時要援護者台帳として整備を始め、年1回の更新作業及び関係機関との共有を継続しているところであります。名簿の新規登録や更新の際は、高齢の方については、主に区長と民生委員に取りまとめをお願いしてあります。障害のある方や要介護認定を受けた方につきましては、町が直接取りまとめをしております。

完成した名簿は毎年、区長、民生委員、警察、消防、社協に送付をし、共有を図っているところでありますが、今後、自主防災組織の立ち上げが町内で進んでいくことが想定されますので、組織の実態に応じて名簿を共有することも検討してまいりたいと思います。

個別避難計画につきましては、議員ご指摘のとおり、令和3年の法改正による市町の努力義務化を受けまして、令和4年からこの名簿への登録様式に避難支援時の留意事項、居住建物の情報を追加いたしまして、要支援者名簿と個別避難計画を兼ねて整備を開始したところであります。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君） 名簿の同意の有無と条例改正の必要性について伺います。

本町の避難行動要支援者名簿は、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、本人から同意を得たものでありますでしょうか。また、団体関係者に名簿を提供するに当たり、個別情報保護のため、町の条例を改正する必要があるのかを伺います。

○議長（喜村喜代治君） 坂井保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂井好美君） 避難行動要支援者の方への個人情報利用の同意につきましては、名簿登録時に提出していただく登録票に、名簿へ登録されること、名

簿が平常時から関係機関に提供されること、災害時に援助を受けて安全な場所に移送等されることに同意する旨が明記されておりました。登録票と同意書を兼ねる様式となっております。

また、町個人情報保護条例との関係につきましては、同条例第8条に、保有個人情報の利用及び提供の制限の例外といたしまして、本人の同意があるとき、人の生命、身体または財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるときと規定されておりますので、条例改正の必要性はないと考えております。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君）高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君）名簿記載希望者に対する対応について伺います。

避難行動要支援者名簿に自動的に記載される対象でない方、65歳以上の世帯の方や介護保険で要介護1や2の認定を受けている方などは、本人の希望があれば名簿に記載することができます。このことを町は町民に発信したり取り組んだりしたことがあるのかを伺います。

○議長（喜村喜代治君）坂井保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂井好美君）避難行動要支援者名簿への登録のご協力と対象となる方については、町広報紙3月号に毎年記事を掲載し、周知、浸透を図っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、要介護度や世帯構成にかかわらず、災害発生時に自力で避難することが難しいと思われる方、具体的には、警戒や避難勧告・指示などの災害関係情報を取得することが困難であったり、避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動を取る上で必要な身体的な能力に不安のある方についても、支援が必要な方として登録することができます。

このことにつきましては、区長の皆様に年1回の取りまとめをご依頼する際に、その他支援を必要としている方々にも登録手続きを呼びかけていただくようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（喜村喜代治君）高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君）市町等の地方公共団体は、住民を災害から守るため、災害対

策基本法に基づく多くの責務を役割に応じて分担しております。災害発生時は、住民に最も身近な行政機関である町がその実情をよく知ることができます。そのことから、防災対策の一時的責務を国は市町に負わせています。この防災における市町中心の原則は、町が取り組むべき重要な責務です。そして、町民に対して一番責任を持つ行政は町であります。そして、町民が一番信用する行政も町です。

しかし、町が幾ら責任を果たそうと尽力を尽くしても、大規模災害が起きてしまうと、どうしても公助には限界がございます。それに代わって命を守るのが、町民で行う共助です。町が取り組む防災計画には、行政主体で行う行動計画だけではなく、集落や自主防災組織などの共助と連携の取れた地域で支え合う仕組みを取り入れた計画が必要であります。東日本大震災などの大規模災害で一番命を救った行動は、共助であります。町の8月5日に起きた大規模水災害でも一人の犠牲者を出すことがなかったのも、町民が自発的に行った共助です。町には、自主防災組織などの町民の共助能力を高める支援を行っていただきたいと思っています。そして公助と共助の連携の取れた個別避難計画の作成に取り組んでいただきたいと思っています。

次に、事前防災行動計画、タイムラインの策定について伺います。

気候変動等の影響により日本全国で水災害が激化、頻発化しているとともに、大規模水災害が発生する可能性が高まっております。本町でも、気候変動等の影響により、過去に例のない大規模水災害が起きてしまいました。

国土交通省では、水災害発生前に関係機関がそれぞれ取るべき行動を時系列で示すタイムラインの策定を推進しています。

タイムラインは、水災害の発生予想時刻から逆算し、市町等関係者が事前に取りるべき行動を、いつ、誰が、どのように、何をするかに着目して時系列で整理したものです。タイムラインを策定し水災害に見舞われた市町の実績としましては、「町が所管を問わず一体となって対応ができた」「区や自主防災組織、消防団など地域団体との情報のやり取りが迅速に行えた」「要救護者への対応を雨が降る前にできたため、余裕が持てた」「事前準備などにより実施することが明確になり、無駄な作業が省けた」など、多くの効果が見込まれております。

タイムラインは、実践することで早めの防災行動が行えるようになり、被害を最小限に食い止めます。国はこの取組を重視し、国が管理する河川では水災害を対象にタイムラインの策定を進め、既に2017年6月までに作成を完了しています。

県が管理する河川についても、水防法に基づく協議会を活用し、対象市町において作成が進められていると聞いておりますが、8月5日に大規模水災害を受けた本町の県管理の一級河川はタイムラインの策定がなされているのでしょうか。策定されていないのであれば、今回の大規模水災害を教訓にした、より実践的なタイムラインを県と協議して早急に作成すべきです。

また、鹿蒜川の高速道路付近より上流は町の管理になるため、この流域は町がタイムラインを作成しなければなりません。今後の予定を伺います。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）ただいまのタイムラインの策定につきましてお答えをいたします。

現在、南越前町、福井県、そして気象台等で構成をいたします福井県の管理河川等の減災対策協議会におきまして、一級河川である日野川についてタイムラインを策定し運用いたしております。日野川以外の河川につきましては、避難判断の指標となる水位観測地点がないため策定されておられません。

しかし、8月の未曾有の被害をもたらした鹿蒜川をはじめ、牧谷川や奥野々川、田倉川など、町内には多くの一級河川がありますので、これらの河川についても河川管理者であります県に対しまして、水位計、そしてまた河川カメラの設置を要望しまして、十分な協議を行いながら実践的なタイムラインを策定していきたいと考えております。

あわせて、町の管理区域である河川につきましても、タイムラインの策定に向け準備を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（喜村喜代治君）高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君）タイムラインは、水害発生時に合わせて計画し、事前に避難をしていただくためのものです。気象庁の台風などの気象情報の発表を受けて、5日前から行動を開始し、2日前の大雨・洪水注意報や警報などへの対応、1日前の記録的短時間大雨情報などでの判断をしながら、水害発生まで時系列で計画を行います。何日も前から水災害が起きるかもしれないと危機感を持ち、備えることができるようになります。

8月5日の大規模水災害では、気象庁より発表された土砂災害警戒情報や洪水警報は、災害発生前に一時的に解除されました。このような状況においても、タイムラインが策定されていれば、今回のような急激な水位上昇にも対応できたかもしれません。そしてタイムラインがほかの防災計画と異なる点は、水災害に特化したという点だけではなく、その河川ごとに計画が立てられるという点であります。河川にはそれぞれに特徴や欠点があります。それらのことに適した河川ごとの計画が立てられます。

日野川以外の一級河川にタイムラインがないのは、取り組まなければならない県の責任ではあると思いますが、近年の気候変動による大規模水災害の危険性は年々増しており、タイムラインの必要性は高まっていると思います。今回、大規模水災害が発生した鹿蒜川などの一級河川のタイムラインの作成はもちろんのこと、8月5日の大雨で被害を受けました奥野々川や阿久和川の一級河川、また清水川、金粕川、牧谷川、田倉川などの被害が少なかった一級河川についても、早急にタイムラインを策定するように県に働きかけをお願いします。そして町管理の河川については、町の責任におきまして取り組んでいただきたいと思います。

次に、鹿蒜地区に計画されている輪中堤について伺います。

輪中堤とは、土地利用一体型水防災事業の一環であり、上下流のバランス等の関係から、長期間の河川改修の実施が困難な地域において、集落を囲んで水害から守るといったものです。河川に沿って整備する連続堤は、多大な期間と予算が必要になりますが、輪中堤の整備は比較的短期間で経済的であるというものです。

しかし、輪中堤には幾つかの不安があります。まず、輪中堤では農地は守れません。河川が氾濫した場合、農地に水を流して集落を守るといった考え方であり、農地はどうしても水没してしまいます。集落を高い堤防で輪のように囲むため、集落への出入りが不便になります。日常生活を送るに当たり、堤防の圧迫感が出てまいります。地域の景観は、別のものになってしまいます。

そして、一番懸念していることは、冬、積雪したときの除雪のことです。鹿蒜地区は、数年に一度は豪雪に見舞われます。これは必ず起こります。輪中堤が除雪に対して悪影響を及ぼさないか心配です。排雪する場所があるのか、集落に出入りするための橋はかなり高いものになってしまいますが、積雪や凍結しても人や車が安全に渡ることができるのか、路面流水に問題はないのかなどです。

現在行われている国の災害査定は、輪中堤の計画で進んでいると思います。輪中堤は県が提案してきた計画であり、町が求めた計画でないことは十分に承知しております。ですが、輪中堤により起こり得る問題点により、住民の日常生活に支障を来すことがあってはなりません。特に冬の積雪への対応については、県と十分に話し合ってください必要があります。鹿蒜地区にふさわしい輪中堤を目指していただきたいと思います。

そして、町には、県の計画に沿った除雪計画の見直しをお願いします。また、鹿蒜地区の方々が、輪中堤とはどういうものなのか、どのようなメリット、デメリットがあるのか、集落がどのような景色になるのかなど、輪中堤のことを理解していない方が多いように感じます。地区住民の理解は大原則です。今後の集落説明会などの予定が決まっているのであれば、併せて伺います。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）ただいまの鹿蒜地区に計画されております輪中堤についてお答えをいたします。

福井県におきまして計画、実施をしている一級河川の鹿蒜川における輪中堤につきましては、気候変動による水災害の頻発化、激甚化を踏まえまして、国交省が今年度から河川の流域全体で水害を軽減する流域治水型の原形復旧の一つとして災害復旧事業として採択できることとなりました。河川から水があふれないように堤防をかさ上げる従来の方法とは違いまして、集落を土の堤防で囲む輪中堤を整備することによりまして、鹿蒜川流域で今年8月のような大雨が発生した場合にも、集落内の家屋への浸水を防御するものであります。

現在までに、丹南土木事務所が関係集落に複数回の説明会を開催いたしております。また、この整備に対する理解を求めているというところでもあります。町としましても、全ての説明会に参画をしております。計画の中身について把握に努めております。また、独自に現地踏査を行っております。住民側の意向と併せ、町の意見を伝えてきているというのが現状であります。

ご質問にあります、除雪に対する影響とか路面流水に使用するパイプラインの取水口に関する事なども、必要となる対策を今図っているところであります。

しかしながら、現在までの県の説明は計画平面図、そしてまた横断図によるものであるため、より理解をしやすい立体的なイメージ図、パースが必要かなと思っております。議員のご質問にある、集落がどのような景色になるのかということについては、今後、県において詳細な設計に併せて提示するように求めまして、住民理解の浸透を図っていきたいと思っております。

今後も集落に対する説明会は必要に応じ開催されると思いますが、できる限り、今お話ししたように、分かりやすい説明となるよう町としても県に協力をして、最終的には、生命の安全と生活の安定が図られるような復旧事業になるように努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君）高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君）河川は原則、原形復旧であると聞いていましたが、大規模水災害が起こったにもかかわらず元の形に戻すというものです。これでは今回の災害の経験が生かされることなく、同じことが繰り返されてしまいます。しかし、今年度から輪中堤が原形復旧の一つとして認められるようになったと、そういうことで、

二度と大規模水災害を起こさない地区を目指すことができるようになりました。

輪中堤は、水災害に強い集落をつくる、この点については最善の策の一つであるかなど、そういうふうには思いますが、平常時の日常生活や景観に影響を及ぼしかねず、どうしても不安は拭い切れません。輪中堤の対象集落は、大桐区を除く、南今庄、上新道、下新道の3集落です。町には、県から話を聞くだけでなく、実際に輪中堤が建設された集落の現状などを調査するなどして、町としても輪中堤の知識を高めながら県と協議をしていただきたく思います。

また、現在まで県が行っている集落説明会は、資料などが分かりにくく、住民が輪中堤のことを理解しづらいものであると、そういうことを町も認識し、住民の理解の浸透を図らなければならないと思っていることについては、安心したところです。そして、現在まで開催された全ての説明会に町の職員が同席していることも知っております。

しかし、輪中堤のことについては、町にはもっと意識を高めていただきたく思います。安全にはなりましたが、生まれ育った集落がその姿を失い、愛着の湧かないものになってしまう可能性もあります。住民の集落に対しての思いを安全面と同等に尊重していただきたく思います。そして誰一人の声も聞き逃さないという気持ちで寄り添いながら集落と県の間に入り、鹿蒜地区の方々が安心できる復興を目指していただきますよう、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（喜村喜代治君）これにて高橋宏介君の質問を終わります。

次に、

1. 豪雨災害など緊急時の広報活動と連絡体制の確立について
2. 町道交差点の安全対策について

12番 山本 優君。

〔12番（山本 優君）登壇〕

○12番（山本 優君）それでは、議長のご了解をいただきましたので、2点について質問をさせていただきたいと思っております。

今回は8名の一般質問ということで、大変にぎやかにこの一般質問が行われております。その中でも特に、先ほどから議論になっております、今年8月に発生をいたしました大雨による町内各地での大規模災害に関する質問がほぼ全部といたしますか、多くのところであるわけでありまして。

私もその意味から、1点目につきましては、今ほどまでに何人かの方が質問のあった内容とは別な観点から質問をさせていただこうと思っております。

今回の災害によりまして、インフラの設備の損傷は多岐にわたっております。多くの町民にとっては初めてのことであり、大きな脅威と感じているところであります。被災から4か月が経過し、仮復旧は一段落したところでありますが、再度今回のような大雨が来れば、今回以上の被害も想定されます。そのため、恒久的な復旧にはこれから数年の時間が必要だと考えられております。

また、今回は発生時間が早朝のため、幸いにも人身事故はなかったわけですが、住民の日常生活中であれば犠牲者が出た可能性が考えられます。今後、恒久的な復旧に向けた対策と、そのための準備が必要だと考えます。

まず、最初に、今回の災害の状況について振り返って見ていただきたいと思います。

もちろん自然現象によります大雨を防ぐことは、現在の科学技術の中では難しいことではありますが、いざ発生したときの広報活動を充実しておくことは、大切な命を守るために大切なことであると思います。

そこで、今回の大雨災害時の広報活動についての反省と今後の対策につきまして、全般的にお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本 優議員の豪雨災害時の防災広報活動についてお答えをいたします。

今回の大雨災害時の避難指示の発令につきましては、防災行政無線と町のホームページや、フェイスブックなどのSNS及びケーブルテレビの文字放送で情報を発信いたしました。

しかし、被災後における自己検証の結果、被災の情報収集に追われる中で複数の情報機器や機能の活用には時間を要したこと、そしてまた防災行政無線の音声は激しい雨音によって極めて伝わりにくくなったという課題が浮き彫りになりました。

このような反省点を真摯に受け止めまして、今後は、緊急速報メッセージを送信するスマートフォンのアプリの活用や、複数のツールに同時に発信できる仕組みづくりを進めまして、町民の皆様の安全な避難行動に資する情報発信に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君）山本 優君。

○12番（山本 優君）ありがとうございます。

今ほど説明いただきましたように、現在のいろんな形を使って広報をされたことについては、我々も理解をしているところでございます。

そしてまた、自主的に避難する人も含めて、各集落の集会所あるいは学校、公民館などへの避難を行っていたところでございますが、それらのところでの個々の避難民の家族への連絡等につきましては、十分に果たしていたとは思えないわけであります。

今後、この連絡体制の現状と強化についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） ただいまの集会所などの連絡体制につきましてのご質問にご答弁させていただきます。

避難指示につきましては、防災行政無線、また町のホームページ、SNS、ケーブルテレビの文字放送、またスマートフォンの活用など、様々な情報伝達手段を用いて広報、また避難情報を伝達させていただきます。避難された方に対します情報発信も同様でございます。

また、避難された住民の方とご家族などとの連絡につきましては、役場から避難所等に持ち運びが可能な携帯型のWi-Fi通信端末を設置しまして、円滑かつ速やかな通信環境の整備に努めさせていただきたいと考えております。

○議長（喜村喜代治君） 山本 優君。

○12番（山本 優君）ありがとうございます。

今、課長のほうから説明いただきましたポケットWi-Fiとか新しい機器が設置されるわけではありますが、これから指定避難所に避難した人に対しての、それぞれ緊急避難に対する対策につきましては、情報化の時代でありますので、スマホや、あるいはインターネットの環境整備も欠かせないものであります。

その現状について今ほど説明をいただいたところでありますが、一方、自主的な避難としては、学校などの既に設置されているところは別としまして、集落の公民館等においては、その辺の十分な施設が整っていない部分もあります。一方では、それらの設備があってもそれを使いこなせるかどうかという部分もあろうかと思うのですが、そういう意味では、それらの情報機器の使い方についても今後どのように広報あるいは整備をしていくのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） 高速通信環境の整備についてということでございます。

今日、スマートフォン、また持ち運びのできるタブレットが広く普及してございます。それらは様々な情報をいち早く入手する手段として欠かせないアイテムとなっております。とりわけ、ネットワークの無線通信を可能とするW i - F i は、多くの人が集まる施設では必要性の高いものと考えてございます。

このような中で、災害が起こった際に避難された方皆さんが速やかに重要な情報入手できて、また、ご家族や仲間と連絡もストレスなく行うことができる避難所へのW i - F i 設備の整備は大変重要でございます。

現在、町内20か所で指定しております指定避難所のうち、南越前文化会館など6施設につきましては、常設のW i - F i 設備の整備が完了してございます。また、持ち運び可能な携帯型のW i - F i 通信端末を、先ほど申し上げましたとおり整備してございます。W i - F i 設備のない14施設につきましては、それらを用いましてインターネット通信環境を確保することができることになってございます。

また、一時避難所である各集落の公民館におきましても、有事の際は必要に応じ携帯型W i - F i 端末を用いて通信環境が確保できるよう、皆様方にいろいろ周知してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 山本 優君。

○12番（山本 優君） ありがとうございます。

自然災害は、よく言われますように「いつ起こるか分からない」、そして「備えあれば憂いなし」という言葉もございます。その意味で、今ほど整備されておりますいろんな施設、やはりそれを使いこなす技術がまずは必要であります。あるいは、その施設がどう活用されるかということも、住民に対する十分な説明あるいは研修等が必要だろうと思えます。

この点については今後の対応をぜひお願いをいたしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目の質問であります。交通事故は、昭和の時代から比較すると大きく減少をしておりますが、高齢者が加害者となったり被害者となったりする事例はそんなに減少していないと思えます。当町においては、高齢化が特に進み、公共交通機関がない過疎地が増えて、高齢者になっても車に頼らなければならないことから、免許の返納なども進みにくい現状があります。特に、特定の場所において事故が多く発生しているところもございます。

対策としては、運転者の教育と併せ、道路や安全施設の充実も大切なことである

と思います。

当町の交通事故の現状をお聞きいたしますと、道路幅が必ずしも広くなくても左右の見通しが悪いなど、事故の頻発している箇所が多く見受けられると聞いております。これらの場所は、地元からの要望として、まずは交通信号の設置などの要望があると思いますが、これらの集落からの要望についてお聞きをいたします。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）ただいまの町道の交差点の信号機の設置についてお答えをいたします。

過去3年の町内の交通事故のうち、人身事故の発生件数は22件であります。死者数は3人であります。

日頃、交通安全の関係団体の皆様方には、交通安全の県民運動の期間中はもとより、あらゆる機会を通じまして交通安全の啓発運動にご尽力をいただいているところであります。また、信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の整備については、越前警察署をはじめ、町内の交通指導員会、また交通安全協会の役員で構成された町の交通安全施設検討委員会で現地調査を行いまして協議、検討した上で、町、そしてまた道路管理者、公安委員会等でそれぞれ整備を進めているというところです。

しかしながら、信号機の整備につきましては、県の公安委員会が設置するものであることから、例年、要望書を提出しております。そこで、混雑時における交通量というのが1時間当たり300台以上という基準があります。これが信号機の基準となっております。町内の要望箇所については、この基準に達してないということから整備が進んでないという現状があります。

今後も町としては、交通事故のない安全で安心できるまちづくりを進めるために関係機関との連携強化をしっかりと図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（喜村喜代治君）山本 優君。

○12番（山本 優君）安全対策としての信号機の設置の効果は十分あると思いますが、今、町長の説明にもありましたように、公安委員会の中での設置のための基準というものについては公になっておりますので、我々も理解をしているところではあります。今ほど説明がありました1時間に300台という数字、そのほかにもいろんな条件があるわけでありまして。

現在、町内には、その設置を希望する場所においてもなかなかそのとおりにいか

ないという部分は、ある程度我々も理解をするところでありますけれども、しかし、事故、そしてさらに死亡事故というものに発展をすることは何としても避けていただきたいと思っております。その意味でまず、交通信号機が全てだということではありませんけれども、それらの施設のほかに、次善の策としては、例えばカーブミラーの設置であるとか、あるいは左右の見通しの悪いところの障害物の移動、あるいは道路標示の方法の改良などを進める必要があると思っております。

特に私の地元でもそういう場所があるわけではありますが、地元の我々は、そこが過去も事故が多いということについては理解をしているところでありますけれども、問題はそこに初めて来た、町外からといたしますか、あまり通らない人たちが道路の形状からだけ見ながら、見通しが悪くてもそのまま走り抜けること等で事故が発生をしていると聞いております。

その意味で運転者の意識の改革も必要だと思いますが、さらに事故をなくすための方策としては、道路の在り方を、改良するとかということも今後必要ではないかと思えます。その点について、今後どのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君）ほかの安全対策についてということでございますが、今ほど町長から答弁ありましたとおり、特に交通事故が多発しています箇所につきましては、安全運転を意識するための看板の設置、また、通行する車両に減速を促すための路面標示等の交通安全施設の整備を進めてまいりたいと考えてございます。

また、危険箇所の調査につきましては、引き続き、越前警察署、道路管理者等関係機関と連携し、交通事故の発生の原因の調査と再発防止対策に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（喜村喜代治君） 山本 優君。

○12番（山本 優君）ありがとうございます。

ぜひ、言葉だけでなく、効果のあるものを実行していただきたいと思えます。

地域住民、近くを通る人の話を聞きますと、「あそこの交差点はちょっと危ないから迂回をしていくんだ」という話もあるところであります。その意味でも、いわゆる信号機、あるいは看板等もありますが、強制的にといたしますか、道路の形状を変えるということ等もあろうかと思えます。これは具体的に今できるとかできないとか答弁はできないと思えますが、例えば道路に刻みを入れて音が出るようにする

とか、あるいは極端なのは凸凹を造るとかという話も聞くことがあります。

こういうものは地元の了解、理解を得る必要は当然あるだろうと思うのですが、そういうことも今後取り組んでいただきながら、町内での交通事故の防止のために努力をしていただくようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（喜村喜代治君）これにて山本 優君の質問を終わります。

次に、

1. 自主防災組織の推進について

1番 高谷直樹君。

〔1番（高谷直樹君）登壇〕

○1番（高谷直樹君）今回、しんがりを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まずは、8月5日の大雨災害以降、被災地の復旧・復興のために日々ご尽力いただいておりますこと、また最大限のご支援をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。どうか引き続き、今後とも被災者の方々に寄り添ったご支援のほどをよろしくお願申し上げます。

さて、今回の大雨災害は、これまで経験したことのない甚大な被害をもたらし、幾つかの問題点が浮き彫りにされました。災害の際は「自助、共助、公助」が大事だとよく言われますが、その中でも一番大切な部分である「共助」がうまく機能しなかったのではないかと思われま。

今回、被害の大きかった方々、集落に負担が集中し、負担の分担がうまくいかなかったことの大きな要因の一つに、非常時のための組織がなかったことが挙げられると思います。

現在、南越前町には74の区がありますが、自主防災組織をつくっている区はわずか13区であります。これまでは幸いにも大きな災害に見舞われることがあまりなかったということもありますが、今回の災害を教訓にして自主防災組織の組織率を高めていくことが重要であると感じているところであります。

しかし、いざ組織をつくりたいと考えましても、ノウハウが分からない部分もあると思いますし、最初は防災アドバイザーなども必要と考えま。

そこで質問であります。

1つ目は、文化祭での町長のご挨拶の中でも、自主防災組織の推進についてのお話でしたが、予算面も含めて、行政として自主防災組織の立ち上げに今後どのように関わられていくのかをお伺いたします。

2つ目は、今回の災害で区単位の防災組織では小さ過ぎてなかなか機能しないよ

うに感じられました。その辺りをどのようにお考えかもお伺いいたします。

次に、組織の運営、活動についてであります。非常時にうまく機能させるにはふだんの運営、活動が大切だと考えます。

自主防災組織の先進地区の一つに、若狭町の熊川区自主防災会がありますが、住民と行政が協働で策定した熊川宿防災まちづくり計画に基づき、25歳以上の区民全員が5つある班のどれかに所属し、毎月1回、防災備品の点検などをしたり、熊川宿自主防災デーを毎年開催するなど、活発な活動をされています。

このような活動は、住民と行政が協力し合っこそ可能なものだと考えます。特にここ数年はコロナの影響でいろいろな行事が中止になり、区民同士のつながりが薄くなってきております。

ここで3つ目の質問なのですが、自主防災組織の組織率を高めるだけでなく、非常時にきちんと機能するための防災知識の向上など、住民が主体の組織ではありますが、行政としてはどのような形でサポートしていただくのかをお伺いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの高谷議員の自主防災組織の推進についての回答をさせていただきます。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と連帯感に基づき、自主的に結成する組織であります。行政による公助と、自分自身で守る自助だけで被害の拡大を防ぐことは困難であります。自主防災組織は、共助による安心・安全な暮らしを守る地域社会の形成に不可欠な組織と言えらと思います。

現在、福井県内の自主防災組織数の世帯カバー率は約90%に達しています。しかしながら、南越前町では74集落に対して13集落にとどまって、そのカバー率は18%足らずであります。

そこで、今年8月の大雨災害を契機に、強力に各地区や各集落に自主防災組織を設立していただき、町内の自主防災組織数の世帯カバー率100%を目標にしていきたいと思ひます。そのために、今まではお願いをしていただけですけれども、今度は役場の職員が日程を決めまして集落に直接出向いて、区長さん、そしてまた役員さんに協力していただいて、集落在住の防災士であったり消防団員を中心とした組織の設立説明会を開催させていただいて推進をしていきたいと思ひております。また、行政区が連担している地区、そしてまた隣接する複数の集落が共同し設立することもぜひ推奨をしていきたいと思ひます。そこで町民の方々をはじめ、議会の

皆様方の、ぜひご理解と、またご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

今回の災害対応を検証しまして、行政として改善すべき点は多々ありました。早々に対処するとともに、自助、共助、公助による防災体制を強化し、災害に強い安全・安心なまちづくりを今後ともしっかり進めていきたいと思いますので、どうかまた皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より回答をさせていただきます。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） 組織の運営、活動につきましてご答弁させていただきます。

現在、自主防災組織によります防災訓練、また防災研修会の開催、防災資機材の購入や修繕などにつきましては、補助金制度を設けさせていただいております。そういった形でご支援をさせていただいております。

今後は、自主防災組織が主催する防災訓練、研修会に対しまして、役場の職員が出向くだけでなく、警察、消防などにもご協力いただき、充実した組織運営を継続していただけますようご支援させていただきたいと考えてございます。

また、様々な機会を通じまして、防災に関する意識と知識の向上を図るための周知活動に取り組んでまいりたいと考えてございます。その一つといたしまして、町内の児童生徒の皆様にも、今回の災害で得た教訓を風化させない取組を教育委員会とともに取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 高谷直樹君。

○1番（高谷直樹君） ただいま町長より町内の自主防災組織世帯カバー率を100%目指すというご答弁をいただき、大変心強く感じました。集落によっては、単独よりも複数の集落で設立されたほうが効果的だと思われる地区もありますので、その辺りのサポートも、難しい部分もあろうかとは思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

また、組織運営に関しましても十分にご支援をいただけるということで、あとは私たち住民一人一人の意識の向上に取り組んでいくことが大切だと考えます。

最後に、町内の児童生徒さんの皆さんにも、今回の災害で得た教訓を風化させない取組を教育委員会とともに検討をしていただけるということで、自分たちの地域を知るための防災教育を、ぜひ特色あるふるさと教育の一つとして今後検討してい

ただけることをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。
どうもありがとうございました。

○議長（喜村喜代治君）これにて高谷直樹君の質問を終わります。

閉 議

○議長（喜村喜代治君）以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 2時00分〕